# ポケット・サポート・サービス利用規定

## 利用規定をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。

#### 1.目的

本利用規定は、「ポケット・サポート・サービス」(ロードアシスタンスサービス、ハウスサポートサービス、およびライフサポートサービスを受けることのできるサービスをいいます。以下、同様とします。)を会員に対して提供するにあたって利用対象者に遵守していただく規定(ロードアシスタンスサービス統一規定・ハウスサポートサービス統一規定・ライフサポートサービス規定)を定めるものです。

#### 2.サービス年会費

- (1)ポケット・サポート・サービス会員は、毎年所定の年会費を支払うものとします。ただし、会員が年会費を支払わない場合は、本サービスを受ける事ができません。なお、年会費は理由のいかんに関わらず返還しないものとします。
- (2)年会費のお支払いが請求月内に確認できない場合、本サービスは失効します。

# --- ロードアシスタンスサービス統一規定(手配及び費用支払サービス) ---

## 1.サービスの定義

「ロードアシスタンスサービス」とは、以下のサービスを総称したものをいいます。

- (1)レッカー駆け付けサービス
- (2)故障時現場復旧サービス
- (3)遠隔地諸費用サービス

## 2.サービス対象者

ポケットカード株式会社(以下「甲」といいます。)が指定する「ポケット・サポート・サービス」に申込みを行い、甲が認めた会員本人および会員と同居する親族ならびに甲が指定するビジネスカード会員の従業員(以下総称して「サービス対象者」といいます。)をロードアシスタンスサービス対象者とします。

# 3.サービス対象車両

- (1)サービス対象者が所有かつ使用(※1)する以下の車両を対象としま す。
  - ①自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車。
  - ②自家用普通貨物車(最大積載量2t以下)、自家用小型貨物車、自家 用軽四輪貨物車。
    - ③特殊用途自動車(上記①、②ベースのキャンピングカーのみ)。
    - ④白家用自動二輪車、原動機付白転車。
- ※1 「所有かつ使用」とは、自動車検査証(以下「車検証」といいます。) 上で所有者または使用者欄に記載された個人名義の車両である場合を言います。また250CC以下の自動二輪車及び原動機付自転車ではサービス対象者が主として使用している車両である場合をいいます。ただし、レンタカー、法人名義、サービス対象者以外の個人名義の場合はサービス適用となりません。なお、甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は、法人名義もサービス適用とします。
- (2)(1)に該当していても、以下の車両は対象となりません。
  - ①自動車修理業、自動車販売業等自動車を取り扱うことを業とする者が、業務として受託し、使用または管理中である車両。
  - ②仮ナンバーの車両。
  - ③ロードサービス提供不能である特殊な車両。

4.サービス利用条件

事故または故障(以下「トラブル」といいます。)により、サービス対象車両 (以下「車両」といいます。)が自力走行不能(※1)となった場合にロードア シスタンスサービスを利用できます。

※1 「自力走行不能」とは、事故で車両が動かない、現場で応急修理しても動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない状態(夜間にヘッドライトがつかない等)をいいます。積雪や凍結などによる道路状況の不具合で走行できない場合は、自力走行不能には該当しません。

5.サービス利用期間

甲による会員証が会員本人の手元に届いた日から、会員本人が会員資格を有している間、ロードアシスタンスサービスを利用できます。すでに甲のクレジットカード会員資格を有しており、ポケット・サポート・サービスをオプションで購入された場合は、甲の事務処理基準日から会員本人が会員資格を有している間、ロードアシスタンスサービスを利用できます。

6.サービスの有効期限

- (1)ロードアシスタンスサービスの有効期間は、サービス開始日より1年間とします。ただし、上記期間内であっても、当該契約を解除、失効、その他の事由により存続しなくなった場合は、ロードアシスタンスサービスを受けることはできません。
- (2)ポケット・サポート・サービスをお申込みいただいた、甲のクレジットカードの会員資格喪失と同時にロードアシスタンスサービスも失効します。

7.サービス対象地域

ロードアシスタンスサービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、 一部離島等対象外の地域もあります。

8.サービス利用方法

サービス対象者がロードアシスタンスサービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。

①サービス専用デスク(以下「デスク」といいます。)へ事前に連絡する とともに、車両登録番号・氏名・住所・電話番号等を通知すること。

- ②MS&ADグランアシスタンス株式会社(以下「乙」といいます。)または乙の提携業者(以下「業者」といいます。)から、運転免許証、車検証その他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示すること。ただし、乙または業者が確認資料の提示を求めたにも関わらず、それらの提示が無いときは、サービスを提供できない場合があります。
- ③トラブル現場における作業で車体等に損害等を生じさせる可能性が 予測されるときは、万一損傷等が生じても乙または業者等を免責する ことに同意し、その旨の念書に署名すること。
- ④警察に届出が必要な事故の場合は、サービス対象者が警察への届出を済ませ、かつ車両の移動等につき警察の許可を受けていること。
- ⑤サービス対象者は、トラブル現場において業者による現場作業に立会 うこと。ただし、サービス対象者が負傷等により立会うことができない 場合は、サービス対象者から委任された者による立会いでも可としま す。
- ⑥危険物運搬車両のトラブルの場合は、危険物取扱者免許の保持者 が現場作業に立会うこと。
- ⑦サービス対象者は、乙または業者に対してサービスの提供に必要不可欠な協力を行うこと。
- ⑧道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。

9.サービス提供を受けられないトラブル

自力走行不可となったトラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、 ロードアシスタンスサービスの提供を受けることができません。

①サービス対象者の故意。

②無免許運転、酒酔い運転、麻薬、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転。

- ③会員本人が会員規約に基づき会員資格を喪失したとき、または脱会した場合。
- (4戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、暴動。
- ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- ⑥核燃料物質(使用済燃料を含みます。)の放射性、爆発性、その他有 害な特性の作用。
- ⑦国または公共団体の公権力の行使(ただし、消防または避難に必要な処置の場合は除きます。)。
- ⑧航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中。
- ⑨車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を越えて使用したことによるトラブル
- ⑩サービスの提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の 制限・侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得ら れない作業。
- ①一般車両が通行できない道路(通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース、ラリーを目的とする場所等)および自然保護、環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域、また出動車両の通行が極めて困難な地域(凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等)および自然災害により危険が予知される場合や作業が困難な場合。
- ⑩その他、乙がサービス対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合。
- (3)本規定に違反した場合。

## 10.サービス提供を受けられない車両

次のいずれかに該当する車両は、ロードアシスタンスサービスの提供を受けることができません。

- ①改造または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いため、 通常の作業で二次破損等が生じる可能性がある、または作業が不能 となるような車両。
- ②サービス実施後に違法な運転または道路交通の安全もしくは第三者 を害する危険性のある運転がなされるおそれのある車両。
- ③通常の作業が困難な特殊工作装置等を装備した車両。

#### 11.サービス対象者情報等の提供および利用への同意

サービス対象者は、甲がサービスを提供するため、サービス対象者に関する情報(住所・氏名・電話番号・利用資格に関する情報等)を乙に対して提供すること、およびサービスの利用状況等を甲と乙との間で相互に提供することに同意するものとします。

## 12.サービス提供に伴う損害

サービスの提供に伴い対象物の破損、人身事故その他の損害等が発生した場合、乙および業者は故意または重大な過失がない限り、その損害等の賠償責任を負わないものとします。

#### 13.規定の改定

甲は、甲が適当と判断する方法で会員に公表または通知することにより、本 規定を改定できるものとします。

## 14.合意管轄

サービス対象者は、本規定について紛議が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### Iレッカー駆け付けサービス規定

サービス対象者に提供されるロードアシスタンスサービスの内、「レッカー駆け付けサービス」の内容は、以下のとおりです。

#### 1.サービスの内容

事故または故障により、外出先で車両が自力走行不能となった場合について、30km以内の指定場所までレッカーによる牽引または積載車による運搬(以下「レッカー牽引」といいます。)を無料(※1)で行います。また、落輪(※2)により自力走行不能となった場合には、引き上げ作業を無料で行います。なお、レッカー駆け付けサービスでは、自宅(甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は通常の勤務地を含みます。ただし、ビジネスカード会員の従業員は自宅を含みません。以下、同様とします。)駐車場および同等と判断できる場所からのレッカー牽引はレッカー駆け付けサービスの対象となりません。

※1: 出動基本料金、基本料金加算(高速道路・悪天候での作業、ドーリー作業等の加算)、現場までの出張料金、レッカー牽引するため現場に

おける30分程度の作業料金が無料になります。

※2: 落輪とは、道路から1m以内の下方(側溝や用水路等)へ一輪以上道路に残している中で踏み外した状態をいい、落輪している車両について、出動の基本料金、基本料金加算、現場迄の出張料金、クレーン作業等の落輪引き上げ復帰作業料金に限り、無料になります。

## 2.サービス対象者の費用負担

下記の費用は無料サービスの対象となりませんのでサービス対象者の負担となります。なお、サービス対象者が負担する費用には、後日乙より会員あてに請求する費用と現地にて精算する費用があります。

【後日乙よりサービス対象者あてに請求する費用の代表例】

- ①レッカー牽引距離がサービス規定距離を超えた場合、超過距離分の レッカー牽引料金。
- ②自宅駐車場および同等と判断できる場所からレッカー牽引した場合、 全ての作業料金。
- ③2回目以降のレッカー牽引あるいは入庫済み修理工場から他の修理 工場までレッカー牽引した場合、全ての作業料金。
- ④車両が乗り上げ、転落、横転、路外逸脱した場合、車両引き上げ・引き出し・引き降ろしの作業料金(特殊作業料金)。
- (ヨロケブウン車やエアロパーツ付きの車両をレッカー牽引する場合、積載する作業料金(特殊作業料金)
- ⑥雪道、泥道、砂利道等でタイヤが単にスリップ(スタック)し脱出不能でま行できない場合の全ての作業料金。
- ⑦鍵紛失によるレッカー牽引の場合、全ての作業料金。
- ⑧サービス対象者の都合により、業者が現場で待機した待機料金。

## 【現場で精算する費用の代表例】

- ①レッカー牽引する際に要した有料道路料金、カーフェリー乗船料金。
- ②48時間を超えて業者が保管した車両保管料金。
- ③レッカー牽引までに要した各種部品代。

#### Ⅱ 故障時現場復旧サービス規定

サービス対象者に提供されるロードアシスタンスサービスの内「故障時現 場復旧サービス|の内容は、以下のとおりです。

#### 1.サービスの内容

故障等により自力走行不能となった車両について、現場での復旧が可能な場合は、基本料金、出張料金および基本作業料金を無料で行います。なお、部品交換や分解作業を行わなければならない故障で現場での復旧作業が困難な場合は、「レッカー駆け付けサービス」を行います。

#### 【サービス対象の代表例】

- ①バッテリーの点検、ジャンピング(バッテリーあがりの車両にケーブルをつないでスタートさせます。)。
- ②スペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検。
- ③インロック開錠(鍵を車内に閉じ込め、ドアをロックした場合の開錠作業)。
- ④ガス欠時の燃料補給(ガソリン車、ディーゼル車に限定)。

⑤その他、30分程度の現場復旧が可能な軽作業。

## 【サービス対象外の代表例】

- ①スノータイヤなど季節用タイヤへの交換作業。
- ②チェーン脱着作業。
- ③エアコンなど室内空調機器のトラブルに対応する現場復旧作業また は応急処置作業。
- ④バッテリーの充電作業。
- ⑤バッテリー本体の交換作業。
- ⑥タイヤパンクの修理作業。
- ⑦次のようなケースの鍵開けは、業者の手配または現場での開錠作業は行わないものとします。

ア.身分証明ができない場合。

イ.車種・年式により、乙の業者で開錠できない場合。 ウ.ヤキュリティ装置付き車両の鍵開けの場合。

⑧その他、デスクが走行に支障が無いと判断した場合。

#### 2.サービス対象者の費用負担

下記の費用は、無料サービスの対象となりませんのでサービス対象者の負担となります。なお、サービス対象者が負担する費用には、後日乙よりサービス対象者あてに請求する費用と現地にて精算する費用があります。

## 【後日乙よりサービス対象者あてに請求する費用の代表例】

①現場復旧作業が30分を超過した場合の作業延長料金。

- ②ローダウン車やエアロパーツ付車両のタイヤ交換作業における特殊 作業料金。
- ③サービス対象者の都合により、業者が現場で待機した待機料金。

## 【現地精算する費用の代表例】

- ①鍵作製代、各種部品代、燃料代、油脂代、冷却水代、バッテリー液代等。
- ②業者が現場からレッカー牽引に要した有料道路料金、カーフェリー乗 船料金。

## Ⅲ 遠隔地諸費用サービス規定

サービス対象者に提供されるロードアシスタンスサービスの内「遠隔地諸費 用サービス」の内容は、以下のとおりです。

# 1.サービス内容およびサービス利用条件

#### (1)サービス内容

サービス対象者が一旦立替払いした遠隔地諸費用(帰宅(甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は帰社を含みます。ただし、ビジネスカード会員の従業員は帰宅を含みません。以下、同様とします。)費用、宿泊費用、修理後搬送費用をいいます。)について、乙がサービス対象の費用をサービス対象者あてに支払います。なお、支払いを受けるためには、後日乙から送付する費用請求書類に記入のうえ領収書の原本を添付して乙に返送する必要があります。

#### (2)サービス利用条件

次の事由に該当し、会員が遠隔地諸費用を負担する場合に、遠隔地諸費用サービスを利用できます。

- ①事故または故障により外出先で車両が自力走行不能となったこと。
- ②事故または故障となった場所が、サービス対象者の居住地(生活の基盤を置いている場所)より直線距離で100km以上遠方(※1)であること。
- ③遠隔地諸費用サービスを利用する際には、事前(※2)にサービス対象者よりデスクへ連絡があること。
- ※1 居住地(甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は通常の勤務地を含みます。ただし、ビジネスカード会員の従業員は居住地を含みません。以下、同様とします。)からトラブル場所までの距離は、この地図システムにより直線距離で算定した距離を基準とします。
- ※2 事前とは、サービス対象者が遠隔地諸費用サービスを利用する前を

いいます。遠隔地諸費用サービスを利用した後にデスクへ連絡をした場合、サービス対象外となります。

## 2.サービス対象の費用

## (1) 帰宅費用

トラブル発生により、代替交通機関を利用して合理的な経路および方法により、トラブル発生地から居住地まで帰宅するため、または当面の目的地へ移動するためにサービス対象者が負担した交通費が、遠隔地諸費用サービスの対象となります。ただし、当初から鉄道、航空機などの交通機関を利用して帰宅する予定であった交通費は、遠隔地諸費用サービスの対象となりません。

- ①代替交通機関とは、鉄道(特急・新幹線の指定席を含み、グリーン車は除きます。)、バス、航空機(エコノミークラス)、船舶(普通客室)、タクシー、レンタカー等をいいます。
- ②帰宅費用は、トラブル車両に乗車していたサービス対象者および同乗者を対象とし、車検証記載の乗員定員を限度とします。
- ③トラブルの当日または翌日に代替交通機関を利用し帰宅した費用また は当面の目的地まで移動した費用が対象となります。
- ④1回のトラブルにつき、1名あたり20,000円(税込み)を限度とします。 必ず領収書の原本が必要となります。
- ⑤タクシーを相乗りで利用する場合は、1台あたり20,000円(税込み)を 限度とします(乗車人数×20,000円とはなりません。)。
- ⑥レンタカーを利用する場合は、トラブル車両と同等クラスまでの車両と し、1台あたり20,000円(税込み)(レンタカー乗り捨て費用を含みま す。)を限度とします。ただし、追加されたオプション装備費用および燃 料代、有料道路料金はサービスの対象となりません。

#### (2)宿泊費用

夜間のトラブルまたは地理的条件等の理由によりトラブル当日の帰宅が 困難となり、臨時に宿泊せざるを得なかったため、最寄りのホテル等の 宿泊施設に宿泊したときに、サービス対象者が負担した客室料が遠隔 地諸費用サービスの対象となります。なお、あらかじめ予約していた宿 泊施設に宿泊したときは、遠隔地諸費用サービスの対象となりません。

- ①トラブル車両に乗車していたサービス対象者および同乗者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。
- ②トラブル発生当日1泊分の宿泊費用が対象となります。
- ③1回のトラブルにつき、1名あたり15,000円(税込み)を限度に支払います。必ず領収書の原本が必要となります。
- ます。必ず領収書の原本が必要となります。 ④宿泊費用とは1泊分の客室料(税・サービス料込み)をいい、飲食費 用、マッサージ代、電話代、入湯税等は除きます。
- (5)トラブル場所から宿泊施設までの交通費は、1名あたり15,000円(税込み)の宿泊費に含んでサービスの対象となります。

#### (3)修理後搬送費用

走行不能となった車両を、トラブル発生場所最寄りの修理工場にて修理を終えた後、合理的な経路および方法により、サービス対象者の居住地まで搬送車等により運搬するために必要であった費用またはサービス対象者が車両を引き取るために必要であった費用が、遠隔地諸費用サービスの対象となります。ただし、対象車両がレンタカーの場合は、対象となりません。また、修理後搬送費用は修理を終えた車両を修理工場から搬送または引き取る費用が対象であり、修理前の車両を搬送または引き取る費用は対象となりません。

- ①1回のトラブルにつき、50,000円(税込み)を限度に支払います。
- ②修理後の車両を会員の居住地まで搬送車等により運搬する場合は、 乙の指定業者により行います。
- ③サービス対象者が修理工場まで自動車を引き取りに行く場合は、引き取り当日1名分の片道交通費に限り、50,000円(税込み)を限度として支払います。必ず領収書の原本が必要となります。この場合の交

通機関は、鉄道(特急・新幹線の指定席を含み、グリーン車は除きます。)、バス、航空機(エコノミークラス)、船舶(普通客室)、タクシー、レンタカー等をいいます。

④修理を終えた車両で帰宅するときの燃料代・有料道路料金は、対象となりません。

ただし、タクシーまたはレンタカーで帰宅したときと重複して燃料代・ 有料道路料金を負担した場合は、帰宅時の燃料代・有料道路料金 は対象となります。

## 3.遠隔地諸費用サービスの請求可能期限

遠隔地諸費用サービスの請求可能な期限は、トラブル発生日から50日以内 に費用請求書類が乙に到着したものに限ります。

# - ハウスサポートサービス統一規定(手配及び費用支払サービス) -

#### 1.サービスの定義

「ハウスサポートサービス」とは、以下のサービスを総称したものをいいます。

- (1) 鍵開けサービス
- (2)水廻り応急処置サービス
- (3)カーライフサービス
- (4)ハウスケアサービス

#### 2.サービス対象者

ポケットカード株式会社(以下「甲」という)が指定する「ポケット・サポート・サービス」に申込み、甲が承認した会員本人および会員と同居する親族(以下総称して「サービス対象者」といいます。)をハウスサポートサービス対象者とします。

## 3.サービス対象物件

ハウスサポートサービスの対象物件は、甲が指定するサービス対象者が居住している物件とします。

## 4.サービスの利用期間

会員カードが会員本人の手元に届いた日から、会員資格を有している期間にハウスサポートサービスを利用できます。

## 5.サービスの対象地域および対応時間帯

ハウスサポートサービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部 離島等対象外の地域もあります。また、地域、深夜帯、地震や悪天候等の諸 事情により現場到着までに相当の時間がかかる場合もあります。

#### 6.サービス範囲

(1)ハウスサポートサービスを利用できる範囲はサービス対象物件の専有部分(※1)とします。

※1 専有部分とは、壁、床、天井等に囲まれた空間をいいます。

(2) 火災探知機、オートロック設備、TVアンテナ配管の端子以外の配管、 通信線の配管内の設備、室内を通る排水縦管等は共用部分となりま す。共用部分は本サービスの対象とはなりません。

#### 7.サービスの利用方法

サービス対象者がハウスサポートサービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。

①サービス専用デスク(以下「デスク」といいます。)に電話するとともに、車両登録番号・氏名・住所・電話番号等を通知すること。

- ②MS&ADグランアシスタンス株式会社(以下「乙」といいます。)また は乙の提携業者(以下「業者」といいます。)から、運転免許証、保険 証その他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示する こと。乙または業者が確認資料の提示を求めたにも関わらず、それら の提示が無いときは、サービスを提供できない場合があります。
- ③トラブル現場における作業で住居に損害等を生じさせる可能性が予測されるときは、万一損傷等が生じても乙または業者を免責することに同意し、その旨の念書に署名すること。

- ④サービス対象者は、トラブル現場における業者による現場作業に立会 うこと。
- ⑤サービス対象者は、乙または業者に対してサービスの提供に必要不可欠な協力を行うこと。

8.サービスの提供を受けられないトラブル

- サービス対象者は、トラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、ハウスサポートサービスの提供を受けることができません。
  - ①サービス対象者の故意。
    - ②会員本人が会員規約に基づき会員資格を喪失したとき、または脱会した場合。
    - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、暴動。
    - ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因として、サービス対象物件が破損または故障等となった場合。
    - ⑤サービスの提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の 制限・侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得ら れない作業。
    - ⑥その他、乙がサービス対象者におけるサービスの利用方法等が不適 切と判断した場合。
    - (7)本規定に違反した場合。

#### 9.サービス対象者情報等の提供および利用への同意

サービス対象者は、甲がサービスを提供するため、サービス対象者に関する情報(住所・氏名・電話番号・利用資格に関する情報等)を乙に対して提供すること、およびサービスの利用状況等を甲と乙との間で相互に提供することに同意するものとします。

#### 10.サービスの提供に伴う損害

サービスの提供に伴い対象物の破損、人身事故そのほかの損害等が発生 した場合、乙および業者は故意または重大な過失がない限り、その損害等 の賠償責任を負わないものとします。

## 11.規定の改定

甲は、甲が適当と判断する方法で会員に公表または通知することにより、本 規定を改定できるものとします。

## 12.合意管轄

ザービス対象者は本規定について紛議が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## I 鍵開けサービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「鍵開けサービス」の内容は、以下のとおりとします。

## 1.サービス利用条件

鍵開けサービスを利用する条件として、サービス対象者が乙または業者から、運転免許証、保険証その他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示するものとします。

#### 2.サービスの内容

サービス対象物件の玄関(専有部分)を対象に、現場にて行う開錠が可能な場合は、基本料金、出張料金および基本作業料金を無料で行います。

#### 【サービス対象の代表例】

セキュリティの高い鍵や外国製の鍵で、開錠が困難である場合、破錠(鍵を壊して開錠する)までの作業。

## 【サービス対象外の代表例】

- ①集合住宅のエントランスの鍵など共有部分、公的部分の鍵開け。
- ②サービス対象者が賃貸物件に居住していた場合で破錠とする際に大 家の承諾が取れない場合。
- ③開錠作業を行う際にサービス対象者が立会えない場合または、サービス対象者が運転免許証、保険証その他本人確認資料の提示がで

きない場合。

④金庫や倉庫等サービス対象物件の玄関以外の開錠作業。

## 3.サービス対象者の費用負担

下記の費用は、無料サービスの対象となりませんのでサービス対象者の負担となります。なお、サービス対象者が負担する費用には、後日乙よりサービス対象者あてに請求する費用と現地にて精算する費用があります。

# 【後日乙よりサービス対象者あてに請求する費用の代表例】

①開錠作業が30分を超過した場合の作業延長料金。

②開錠作業にて生じた1,000円以上の部品代。

#### 【現地精算する費用の代表例】

①開錠後に必要な鍵作成費用。

②破錠後のシリンダー本体価格および交換作業費用を含む交換費用。

③開錠作業にて生じた1,000円未満の部品代。

#### Ⅱ 水廻り応急処置サービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「水廻り応急処置サービス」の内容は、以下のとおりとします。

#### 1.サービスの内容

サービス対象物件の専有部分を対象に、現場にて下記30分程度の一時的な応急処置が可能な場合は、基本料金、出張料金および基本作業料金を無料で行います。

- ①給・排水管のつまりの除去。
- ②給・排水管の故障によるあふれの応急修理。
- ③トイレのつまりの除去。

## 【サービス対象の代表例】

床下、壁内を通る「給水・給湯管・排水管」を除く、目視で確認できる給・ 排水管設備における30分程度の応急修理。

#### 【サービス対象外の代表例】

- ①マンション等、パイプスペース内等の共有部分や屋外の給・排水設備(雨桶・建物の外側にある散水栓等)、および公的部分(市町村等が所有する水道管、下水道管等)。
- ②室内外を問わず凍結による給・排水管のつまり・故障・破裂。
- ③給湯器、エアコン、ウォッシュレット等の故障。
- ④食器洗い乾燥機、ディスポーザー、暖房機器本体および接合部分。
- (5)排水管やトイレからのいやな臭いや雨漏り等の解消依頼。

#### 2.会員の費用負担

下記の費用は、無料サービスの対象となりませんので会員の負担となります。なお、会員が負担する費用には、後日乙より会員あてに請求する費用と現地にて精算する費用があります。

#### 【後日乙より会員あてに請求する費用の代表例】

- ①便器の着脱等、大掛かりな作業となる場合で、作業が30分を超過した場合の作業延長料金。
- ②作業にて生じた1,000円以上の部品代。

#### 【現地精算する費用の代表例】

作業にて生じた1.000円未満の部品代。

## Ⅲ カーライフサービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「カーライフサービス」の内容は、以下のとおりとします。

## 1.サービスの利用期間

会員カードが会員本人の手元に届いた日から、会員資格を有している期間 にサービスを利用できます。

#### 2.サービスの対象地域

カーライフサービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。

## 3.サービスの内容

①リサイクル部品相談/紹介サービス。(9:00~17:00 ※年末年始 およびシステムメンテナンス日を除く平日のみとします。)

リサイクル部品を活用したエコロジーで経済的な修理の相談および 業者を紹介します。ただし、国産の自家用5車種(自家用普通乗用車、 自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家 用軽四輪貨物車)に限ります。

②廃車相談/手配サービス。(9:00~17:00 ※年末年始およびシステムメンテナンス日を除く平日のみとします。)

環境問題に対応した廃車処理の相談および業者の手配を行います。 1:廃車手続きを代行します。

2:廃車する車両の引き取りを低料金で提供します。

対象車両は、営業車以外の自家用乗用車および自家用貨物車(最大 積載量2t未満)に限ります。

③レンタカー紹介サービス。(平日8:00~20:00 土日祝8:00~17:00)

旅行または引越等、レンタカーが必要な場合、優待料金で手配します。なお、実費用はサービス対象者負担となります。

## 4.サービス対象者遵守事項

サービス対象者は、カーライフサービスの提供に伴い、以下の項目について 遵守するものとします。

- ①本規定に基づく権利を第三者に譲渡、貸与、担保権の設定を行わないこと。
- ②道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。
- ③サービスの提供を受けるにあたり、会社等の指示に従うこと。

#### IV ハウスケアサービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「ハウスケア サービス | の内容は、以下のとおりとします。

## 1.サービスの利用期間

会員カードが会員本人の手元に届いた日から、会員資格を有している期間 にハウスケアサービスを利用できます。ただし、上記期間内であっても、解 約、失効、その他の事由により会員本人が会員資格を失った場合は、ハウス ケアサービスを受けることはできません。

#### 2.サービスの対象地域

ハウスケアサービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離 島等対象外の地域もあります。

#### 3.サービスの利用方法

サービス対象者が次の条件を満たすことが、ハウスケアサービス提供の条件となります。

○サービス対象者は、サービスの提供を受けるにあたり、デスクに電話する とともに、車両登録番号・氏名・住所・電話番号等を通知すること。

## 4.サービスの内容および対応時間帯

①引越業者紹介サービス。(9:00~17:00 ※年末年始を除く平日 のみとします。)

引越業務を行う業者を紹介します。

②ホームセキュリティ紹介サービス。(9:00~17:00 ※年末年始を 除く平日のみとします。)

ホームセキュリティを行う業者を紹介します。

③ハウスクリーニング・リフォーム業者紹介サービス。

(9:00~17:00 ※年末年始を除く平日のみとします。) エアコン、台所、浴室、トイレ等のハウスクリーニングおよびリフォーム をする提携業者を紹介します。

# - ライフサポートサービス規定 -

## 1.サービスの対象者

ポケットカード株式会社(以下「甲」といいます。)が指定する「ポケット・サポート・サービス」に申込み、甲が承認した会員本人および会員と同居する親族(以下総称して「サービス対象者」といいます。)をライフサポートサービス対象者とします。

#### 2 サービスの利用期間

ライフサポートサービスの対象者は、上記サービス対象者資格を有している間サービスを利用することができます。ただし、上記期間内であっても、解約、失効、その他の事由によりサービス対象者資格を失った場合は、ライフサポートサービスを受けることはできません。

## 3.サービスの対象地域

ライフサポートサービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部 離島等対象外の地域もあります。

#### 4.サービスの内容

専門スタッフが下記内容のご相談に的確なアドバイスを行います。

- ①健康・医療電話相談サービス。(0:00~24:00) 医師・看護師・介護支援専門家による健康・医療・介護に関する 電話相談に応じます。
- ②病院情報案内サービス。(0:00~24:00) 医療機関に関する全国各地の病院・専門医の情報を提供します。 看護師、相談者が要望を伺い、インターネット、書籍等、一般に公開されている情報の中からニーズに合う医療機関の情報を提供します。
- ③夜間休日医療機関案内サービス。(0:00~24:00) 夜間休日指定病院の紹介サービスです。
- ④薬相談サービス。(0:00~24:00) 病院で処方された薬や漢方薬、市販薬等に関する疑問、質問に回答 します。

回答者:医師、看護師、東洋医学専門家(漢方)

- ⑤食生活・栄養相談サービス。(0:00~24:00) 食生活についての相談や健康食品等についての質問に回答します。 日常の食事やダイエット時の留意点からサプリメントの効果等までアドバイスします。
  - 回答者:管理栄養十
- ⑥育児相談サービス。(0:00~24:00) 医師・保育士等による乳幼児・児童の育児に関する電話相談に応 じます。
- ⑦介護電話相談サービス。(0:00~24:00) 介護全般に関する電話相談に応じます。
- 回答者:ケアマネジャー、社会福祉士 (8)遠隔診療・サービス。(0:00~24:00)
- 郵便を利用して自宅で受けられる検診を紹介します。 郵便検診の希望があった場合には郵便検診対応機関の連絡先を案 内します。郵送されてくる専用キットを使用し、自宅で血などを採取し て返送すると、診断結果が郵便で返送されます。

検診メニュー:糖尿病、胃がん、大腸ガン、アレルギーなど各種多数 ⑨人間ドック紹介サービス。(0:00~24:00)

(9)人間トック紹介サービス。(0・00~24・00) 最寄りの人間トック施設を紹介し、予約代行するサービスです。 提携リストより希望に添う施設を紹介し、申込みの依頼があれば施設への申込み手続きを行います。

施設数:全国約750~800ヶ所

⑩介護関連事業者紹介サービス。(0:00~24:00) 介護事業者、ケアマネジメント機関、福祉用具販売・レンタル業者、 住宅改修業者等を紹介します。ただし、一部離島等対象外の地域も あります。

## 5.サービス対象者に関する情報等の提供および利用への同意

サービス対象者は、甲がサービスを提供するため、サービス対象者に関する情報(住所・氏名・電話番号・サービス対象者番号・生年月日・サービス対象者資格に関する情報等)を、MS&ADグランアシスタンス株式会社の提携業者に対して提供すること、およびサービスの利用状況等を甲と提供会社との間で相互に提供し利用することに同意するものとします。

## 6.サービスの提供に伴う損害

ライフサポートサービスの提供に伴う損害等については、会社等に故意または重大な過失がない限り、甲および提供会社はその損害等を賠償する責を負いません。

## 7.規定の改定

甲は、甲が適当と判断する方法で会員に公表または通知することにより、本規定を改定できるものとします。

#### 8.合意管轄

サービス対象者は、本規定について紛議が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

サービス内容について、詳しくは当社ホームページをご覧いただくか、 またはお客さまセンターへお問い合わせください。

ポケットカード株式会社ホームページ

https://www.pocketcard.co.jp

ポケットカードお客さまセンター

120-12-9255 (携帯電話 以外から) ≥ 0570-064-373 (携帯電話 から

●IP電話および携帯電話各社のかけ放題プランをご利用の方は 「06-7635-2677」へおかけください。

CRZ004-01 2025.01